

ギャンブリング * ゲーミング学会 ニュースレター No.8

Japan Academy of

Gambling & Gaming Studies Newsletter No.8

[記事]

Casino News 2006 Vol.2 Around World – 世界のカジノ情報	1
中條 辰哉	
ラスベガス・バックステージ<第8回>	
オーシャンズ11みたいな強盗って本当にあるのかなあ。	4
泉 豊禄	
ギャンブル@写真館<第8回> ラスベガスのコナミ工場	
谷岡 一郎	5
ギャンブルと法律<第8回> 欧州ギャンブル法～制度と議論の動向～	
美原 融	7
Do You Know this<第8回> 地方の花札屋さん	
梅林 熱	11

[書評]

『山松 Very Best of Early Years』		
『シブミ』(上・下)	谷岡 一郎	18
『シンプル・リーダー論—命を懸けた V 達成への 647 日』	岡本 美紀	19

[揭示板]

第4回シンポジウムが開催されました

第4回学術大会について

『キャンブリング * ゲーミング学研究』第二号の件

Casino News 2006 Vol.2

中條辰哉

Around World—世界のカジノ情報

ヨーロッパ

- ◆ ハンガリー政府が、カジノの誘致に乗り出した。このプランは最大で5つのカジノを建設するもので、ホテルやアトラクションを兼ね備えた巨大複合施設となる予定。ハンガリーの法律では、基本的にギャンブルの経営は、州政府が行うが、政府により特権を与えられた一般企業は例外とされる。権利期間は20年間で、年間費\$16.9ミリオンとなる。(IGWB March 2006)
- ◆ FIFAは、ワールドカップに参加する選手とその家族に対して、スポーツブックなどで、ワールドカップの試合に賭けることを禁止した。監視会社によりこれらのゲームや賭けはモニターされる。(IGWB May 2006)
- ◆ スウェーデン政府が、世界初の政府が所有するポーカーサイトを立ち上げた。参加資格は18歳以上とし、プレーに参加する前に、このサイトでのプレー時間と金額の上限に同意しなければならない。(IGWB May 2006)

イギリス

- ◆ スタンレー・レジャーはリバーポールでのカジノライセンスを獲得した。2007年、オープン予定。(IGWB May 2006)

アジア・太平洋

- ◆ 韓国に、外国人のみ入場できるセブンラック・カジノがオープンした。スロットマシン130台、ゲームテーブル45台（バカラ、ブラックジャック、ルーレット、ポーカー）が24時間、365日稼動する。予想来場客数は48万人。(IGWB March 2006)
- ◆ 総工費\$1.2ビリオンをかけて建設中のウィン・リゾート・マカオが、今年9月にオープンする。香港、台湾、韓国、日本からの顧客をどのくらい集客できるかが成功の鍵となる。ターゲット顧客は、長期滞在型顧客だけでなく、日帰り顧客もその対象とし、コンベンション顧客や休暇を過ごす顧客に対しても、利便性と娛樂性を提供する。(IGWB May 2006)
- ◆ ラスベガス・サンズは、マカオにオープン予定のベネチアン・マカオ・リゾート・ホテルに、新たに1200室のヒルトンホテルと400室のコンラッド・ホテルを加えることを発表した。(IGWB May 2006)

最新のステーションカジノ

2006年4月、ラスベガスの高級住宅地であるサマリン地区に、最新のテクノロジーを備えたレッドロック・リゾート・カジノが総工費925万ドルを投じてオープンした。このカジノには、ストリップ・カジノが持つような豪華なショーはないが、12件のレストラン、ナイトクラブなどがあり、2008/09年にはショッピングモールもオープンする予定である。

このカジノの客室には、IP電話、プラズマTV、ポーズスピーカー、i-podを接続可能な

音響システム、バスルームには15インチのTVまで備えており、まさに最高のテクノロジーが、惜しみなく使われている。また、カジノの設備で目を引くのは、次世代顧客（NEXT GENERATION）を、より楽しませるための仕掛けがなされているという点である。スポーツブックには32フィート（960センチ）×18フィート（540センチ）の巨大スクリーンが3つ設置され、VIP顧客に対しては特別席まで設けられ、自分の席を離れること無しに賭けを行うことができる。ある。

この他にも、勝ち券の払い戻し機や両替機など19台あり、顧客の利便性を高めている。スロットのハイリミットプレーヤーのためには、あらかじめスロットマシン用のプライドカードを購入することで、現金を持ち運ぶ手間を省いている。

これらテクノロジーの目的は、あくまでも顧客の「総合的体験」の価値を高めるためのものであり、カジノをケバケバしくするためのものではない。

（Casino Journal June 2006）

ワイヤレス・ポータブル・ゲーム機の可能性

ギャンブルを好きなところで楽しむことができるワイヤレス・ポータブル・ゲーム機が、ネバタ・ゲーミング・コミッションにより認可され、現在、ゲーミング・コントロール・ボードが、この装置の運用に関する規制と装置自体の公平性などの確認作業を行っている。

このワイヤレス・ポータブル・ゲーム機が実際にカジノで採用されれば、顧客はプールサイドでゆったりとカジノやスポーツへの賭けを楽しむことができ、カジノやスポーツブックまで足を運ぶ必要はなくなる。これらのワイヤレス・ポータブル・ゲーム機は、携帯電話、プレーステーション、ゲームボーイなどのゲーム機に慣れ親しんだ世代には、大変魅力的なものになると考えられ、新たなカジノのビジネスモデルを創り出すのではないかと期待されている。

しかしながら、この新兵器も、現在主流となっているカジノのフロアープランを一新させるような影響力は無いのでは、との意見もある。おそらく、このゲーム機は、既存カジノの形態と融合しながら、発展する可能性を模索することになるであろう。ちなみに、このワイヤレス・ポータブル・ゲーム機が使用できるエリアは「公共の場」のみとされ、「カジノの建物外」や「客室」は除外される。

もし、このワイヤレス・ポータブル・ゲーム機がラスベガスで成功すれば、このシステムが他の地域のカジノへと広がることは間違いない。

（Casino Journal June 2006）

マーケティング・ツールとしての食事

カジノでの食事に対するスタンスが変化している。以前は、赤字覚悟で食事を安く提供し、顧客を集め、赤字分は、顧客がカジノで落とす収益で埋め合わせるのが主流であった。最近のラスベガスでの食事は、以前のような「安からう悪からう」から「高級・高価格」の傾向が強くなっているようである。ギャンブラーの舌をいかにして満足させるか、そして、集客につなげるか。レストランも、マーケティング戦略の1つのファクターとして、組み込まれるようになってきている。（Casino Journal June 2006）

アフィリエイト・プログラム多数の強み

オンライン・ゲーミング・サイトが、売上げ増加とアクセス数を増やすために、アフィリエイト・プログラムを利用している。実際のカジノと比べ、参入障壁の低いオンライン・カジノ業界では、競争激化に伴う顧客獲得費用の増加が問題となっている。一説によると売上げの20～25%は新規顧客獲得費とそれら優良顧客の維持費として使われているようだ。

新規顧客獲得費が増加するにつれ、サイト運営側も確実でリスクの低い広告手法を探すようになっており、アフィリエイト・プログラムが注目を浴びている。オンラインポーカーを利用する顧客にいたっては、その3分の1がアフィリエイトによりもたらされていると言われており、「スーパー・アフィリエイツ」ともなれば、数百人の顧客を様々なサイトに誘導するのである。

アフィリエイト・マーケティングは「95対5の法則」とも呼ばれ、5%のアフィリエイトが、95%の売上げをもたらすといわれている。力のあるアフィリエイトとの関係を強化するためには、魅力的なアフィリエイト・プログラムを提供しなければならない。サイト運営側もアフィリエイトを「ビジネス・パートナー」と考えており、今後、オンライン・ゲーミングの運営には欠かせない存在となるであろう。(IGWB May 2006)

ラスベガス・パックスステージ<第8回>

泉 豊穂

オーシャンズ11みたいな強盗って本当にあるのかなあ。

アメリカといえば犯罪。ドラッグから始まり殺人まで、日本の状況も近くなっているとはいえ、まだまだアメリカにはかないません。ラスベガスは大都市の中では、犯罪が非常に少ない町です。しかし、実際にラスベガスに住んでいると、少ないながらも犯罪に出会う局面があるのも事実です。

まずはおなじみマリファナ・麻薬から。これは信じられない数の経験者と呆れてしまう数の常習者がいます。わたくしどものカジノではドラッグテストを実施、薬物を使用しているかどうか従業員をチェックします。髪の毛の一部を切り取って検査するのですが、その時の服用状態だけではなく過去髪の毛の長さ分の期間における服用状態がわかります。陽性が出た従業員には再起の機会を与えることにしており、3ヶ月の休職、その間に外部機関における麻薬中毒から抜け出るプログラムに皆勤で参加し、実際に麻薬服用をやめた場合は再雇用をします。検査は全従業員の10分の1程度をランダムに選出し定期的におこないますが、毎回必ず陽性者がでるのがまたあたりまえの世界です。

そしてカジノでの犯罪と言えば、強盗。コンビニほど頻繁に襲われるわけではありませんが・・・

1990年代の一時期、ラスベガスのカジノで強盗が頻繁に発生した時期があります。同一チームによるものだと思われますが、複数人でカジノに乗り込み、拳銃を発砲してキャッシャーを襲い、現金を奪って逃げる、というものです。ある日、我々のカジノも襲われました（結局オープン以来3回襲われましたが）。キャッシャーが襲われたとき、近くにいたセキュリティの1名が人質となり、後ろから羽交い絞めにされて拳銃を頭に突きつけられました。当社のマニュアルでは、拳銃を持った強盗に対しては抵抗せず、人命を優先することになっています。しかし、そのセキュリティは元グリーンベレー出身、身体が反応して一瞬で犯人の腕をねじ上げてしまいました。その瞬間、はずみで銃が発砲し、犯人は自分で自分のお尻を撃ってしまいました。結局この犯罪チームは、怪我をした犯人が病院へ行ったことから芋づる式に逮捕され、しばらくラスベガスでは強盗がない日々が続きました。

さて、大活躍のグリーンベレー出身のセキュリティ。表彰状ものかと思いきや、強盗には抵抗しないという当社マニュアルに従わなかったということで、謹慎の処分。いやはや、かわいそうに。

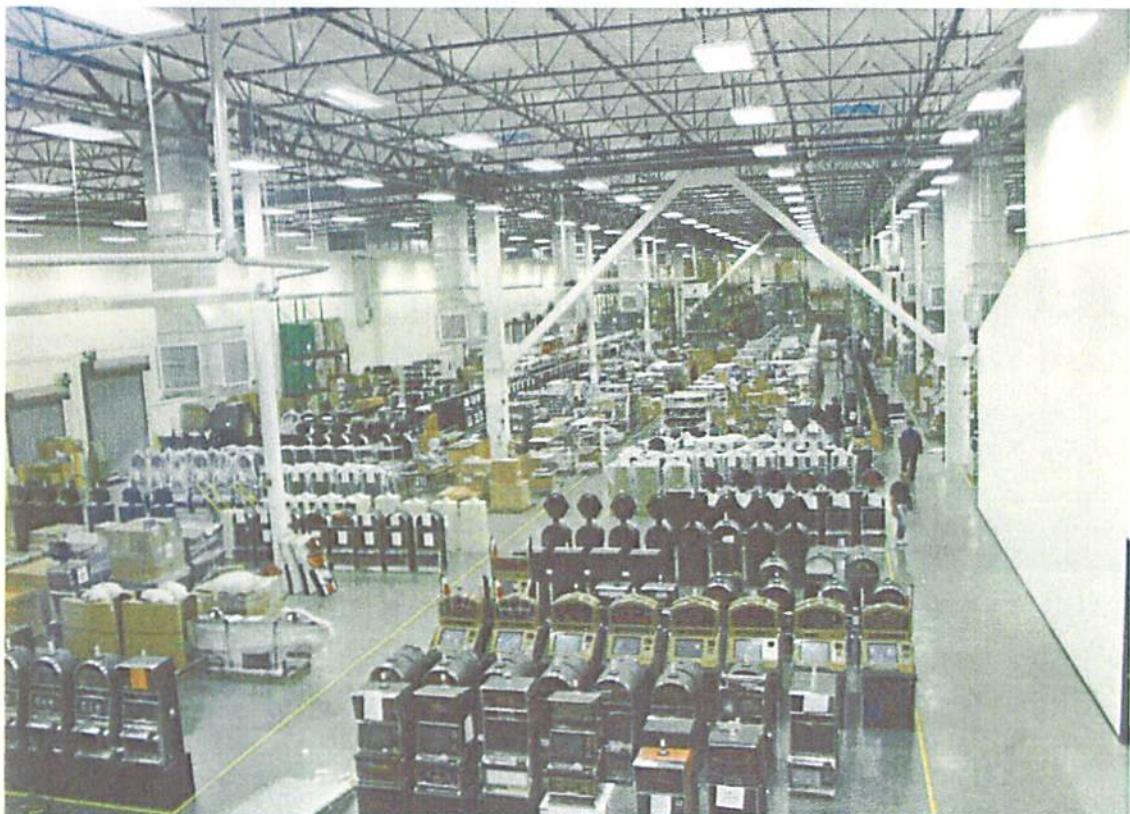
ギャンブル写真館＜第8回＞

谷岡一郎

—ラスベガスのコナミ工場—

コナミの工場

一昨年、ラスベガス、マッカラン国際空港の東側に、コナミの新工場が誕生しました（写真-①）。(株)コナミは日本のゲーム機械製造メーカーで唯一、アメリカや各国での認可を受けた法人として、スロットマシンなどを販売しています。かつては、日本のゲームセンターでよく見かける「競馬ゲーム」なども有名でした。



(写真-①)

ラスベガスの工場は、写真のように近代的でクリーン。現地の社長に案内していただい
て感心したのは、そのセキュリティ・レベルの高さでした。特にソフトの乗った基盤(ROM)
の製造、受渡しの方法など、参考になる部分が多くありました。あと、当たりの時の音(サ
ウンド)だけ作りつづける人がおりまして、こんなコピー・ライトがあるんだなという世
界でした。

1セントのマシン

ラスベガスで増えつつあるのが、1セント（1ドルではありません、念のため）のマシン。電気代にもならんのでは、という心配をよそに、よく売っています（写真-②）。1セントと言ってもマルチ・ラインにより、一度に何通りもの並びにチャレンジできますので、1回のプレイで最低10セントくらい賭けられている計算になるようです。



(写真-②)

ギャンブルと法律＜第8回＞

美原 融

欧州ギャンブル法～制度と議論の動向～

EU 条約第 49 条¹は加盟国間における国境を越えたサービスの自由な移動・提供を保証する現在の EU の根幹を支える重要な規定になる。一方同条約 46 条²は一国の公益的配慮等特定の事情がある場合には、加盟国がかかるサービス提供に制限を課す考えを例外的に規定している。国境を跨る通商の自由化や市場の一体化は現代社会の趨勢であり、モノ同様にサービス分野における市場のグローバルな一体化は避けられない趨勢にあるのだが、この考え方をとることが適切か否かが何と最近になって大きな議論の対象となり始めた分野が一つある。「賭博」である。賭博行為は、本来かかる行為を認めるか否かも含めて優れて一定地域や国の文化、風土、社会における人々の価値観に依存する問題でもあり、一国における公序良俗や悪の排除等の価値判断も絡み、国毎に異なる事情がある。この意味では従来賭博は市場の一体化とは関係の無い領域として考えられてきた分野でもあった。賭博行為は一国のかかる公益的配慮を理由とし、各国の裁量によりその許諾の可否、制度のあり方が規定され、各国ばらばらの制度が存在し、EU 法における自由なサービス供給規定の範疇外として見なされてきたことが実体となる。

この誰もが疑惑をもたなかつた事実が揺らぎ始めたのは、情報技術の発展に伴い実体経済が制度を乗り越え、ギャンブルというサービスが国境を越えて EU 域内の諸国民に提供できるような仕組みが生まれ、かつそれが供給され始めたという事象を契機とする。ギャンブルの一般化、大衆化、アクセスへの容易さは、最早賭博行為自体が単なる娯楽サービスと同じになる状況をもたらしている。例えばスポーツ・ベッティングやロッティーは今やインターネットを介して複数言語で提供されている。クレジット・カードやデビット・カードを用いた決済により誰もがどこからでも利用できるサービスになり、最早地理的概念も国境もない。この結果、セールス・アウトレットに対する投資は最早不要で、ネットをベースにして何処でも、何時でも売れることになる。もし一定国において自国領土における販売独占権を保持する主体がいたとしたならば、ネット上の販売はこの独占権を侵害することになり、競争が生じると共に、当該国における法令違反、一国の税収の他国への漏洩等多様な問題が噴出する。現実には欧州でも過去を引きずった独占企業体がロッティーを一国で提供している場合が多く、統一市場においてなぜ個別の政府がサービスとしてのギャンブルを規制し、独占供給を保持し、その自由な提供を認めないのかということで係争事由になるわけである。

実体経済におけるかかる事象は 1990 年代を通じ、EU 各国において国と個人、国と賭

¹ Consolidated Treaty の 49 条で旧 EC 条約では 59 条に相当する（域内におけるサービス提供の自由、加盟国による規制の禁止）

² 旧 EC 条約では 56 条になり、例外規定として、公共政策・公共安全・公共保健等の理由により、外国企業に対し特例的に規制を設け、国内市場を保護することを認めている。

博事業者との間における様々な係争事由をもたらした。EU内において90年代後半より欧州司法裁判所の判例も積み重なりつつある。この過程で一定の規範が定着しつつあるように見えるのだが事は単純ではない。過去4つの判例³により判旨された内容は、①賭博行為もEU条約の対象となるサービスの一つだが、その特異なる性格より公益に対する配慮を理由として、他国からのサービス提供に規制を設けることができる。この意味では国内法において直接的・間接的に外国からのギャンブルサービスの提供を規制する国家の権利が確認されていることを認めている。但し、②かかる規制が一貫してかつ客観的な方法により賭博行為を制限する目的でなされていること、③この目的を達成する為に必要なこと以上のことを行なうこと、また差別的であってはならないことという前提が存在して、始めてかかる規制は正当化されるとしている。判例は賭博行為を規制する一国の権利は原則として踏襲しているとはいえ、前提条件を設定するという考えは、EU統一市場において、賭博行為をよりリベラルなスタンスからとらえることをも含意していると考えられている。これは例えば消費者保護や公序良俗の保持など賭博行為を抑制することが本来の目的ならば、この原則に一貫性をもたせるべきという考えになる。かかる事情により、公共目的の財源確保という単純経済的な理由による国外事業者排除やギャンブル自体が商業化し、抑制的でなく、プロモートすることが常態となっているとしたならば、市場を規制し、域内の他国事業者を排除することはおかしいという論理に繋がってくるわけである。

この結果、賭博行為は国の独占と標榜する国に対し、欧州各国において様々な法律上のチャレンジが生まれたのだが、逆に各国民政府はオンラインによる他国の事業者による自国民へのスポーツ・ベッティングの勧奨・販売を禁止する制度的措置をとったり、加盟国法廷によるインターネットを利用した賭博を違法とする判決なども生じ、現状は混沌とした状況にある。実態は、欧州司法裁判所、各国の最高裁判所、欧州委員会、各国民政府、民間賭博事業者の思惑が交錯し、2004年から2005年にかけてEU各国において様々な裁判事件や訴訟が頻発した。欧州委員会は、2005年国境を越えるギャンブル活動のあり方に関し、何らかのイニシアチブをとる必要性を検討する為に、ローザンヌにある「スイス比較法研究所」に欧州におけるギャンブル市場と法制度に係わる実態調査を委託、本年4月にその報告書⁴が公開された。これ自体は中立的に全体像をよく綴めた報告書で過去類似的な調査もなかったために、その内容は極めて面白いのだが、結論があるわけではなく、問題は単純ではないことを再認識したに過ぎないということであろうか。この結果、欧州委員会は

³Schindler（判例 C-275/92。ドイツのロッテリー事業者が英国においてロッテリーの広告・販売をした事の是非が係争になり、欧州司法裁判所はロッテリーはその性格より、差別的でない限り、他国事業者の参入を規制できるとし、一国による賭博行為に対する規制を認めた）。Laara（判例 C-124/97。フィンランドは国営会社にスロットマシーンの独占運営権を付与しているが、英國事業者がライセンス無しにスロットマシーンを輸入・営業したことが係争になったもの。サービスのみならず賭博を実施する為の財一機械一の供給の規制が係争に）。Zenatti（判例 C-67/98。英國のブックメーカーのイタリアの代理人によるイタリア国内での営業行為が同国違反として係争になったもの）、Gambelli（判例 C-243/01。英國ブックメーカー企業のイタリアの代理人がイタリア国内において顧客を募り賭博行為に参加したことがイタリア法違反に問われたが、欧州法における制度の是非が争われた）。

⁴ 報告書の内容は <http://www.isdc.ch/en/> を参照[全文1500ページの報告書になるが1年かけただけあり、欧州各国のギャンブル制度に関する初めての網羅的な解説書とでもいるべきしっかりした内容となっている。但し本文は英語とフランス語がごちゃまぜで資料が構成され、読むのは大変である]。

2010 年までを移行期として欧州において統一的なギャンブル法のあり方を検討する旨表明しているが、その政策的方向性は必ずしも明確ではない。また本年 4 月 4 日欧州委員会は、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、オランダ、スエーデン、ハンガリーに対し、EU 条約 48 条違反の疑いありとしてこれら 7ヶ国のスポーツ・ベッティングに係わる公式調査要請を発出、各国いずれもが個別分野の制度的あり方を検証せざるを得ない立場に追いこめられている⁵⁶。

一方、更にややこしいのは、これら国対国、域内における市場の一体化という問題のみならず、一国内において特定ギャンブル種が独占的に供給されていることは非へと問題が拡散してしまったことにある。これは本年 3 月末にフランスのカジノ業界のインテレストを代表する協会である近代カジノ事業者組合 (Syndicat des Casinos Modernes) が欧州委員会に対し、フランス政府とフランスにおけるロッテリーの独占公社 FDJ (Française des Jeux)⁷を提訴をしたもので、この独占公社が 2001 年以降、フランスにおけるオンライン・ギャンブル・サービスを政府の許可のもとに独占して供給していることは優先的地位の濫用であり、EU 条約 86 条、82 条に違反しているという主張になる⁸。ロッテリーの独占供給主体である FDJ はネットを通じてロッテリーのみではなくカジノ的なゲームをも提供し始めており、欧州司法裁判所の判例において判旨された一貫したゲーミング政策から逸脱しているという主張になる。この問題は欧州他国ではカジノ事業者がネット展開も認められているのになぜフランスの事業者だけが自国では認められていないのかということにも繋がっている。古色蒼然としたフランスの前世紀來の制度も問題ではあるが、本当の現実的問題とは、カジノの顧客パイをカジノ的なロッテリーやネット賭博が食ってしまっているということなのであろう⁹。フランスはこの「国内」問題を解決できても、その

⁵⁶加盟国におけるスポーツ・ベッティングに係わる法制がサービスの域内の自由な移動を保証する EU 条約 49 条に違反していないかという疑義を欧州委員会は提示したことになる。但し、対象はスポーツ・ベッティングのみ、国家による賭博行為の独占、ロッテリー、ギャンブル行為自体の自由化等は対象外としている（尚この委員会のとった手順は EU 条約 226 条に基づく違反手続きの第一歩で、2ヶ月以内に回答が求められ、結果次第では欧州司法裁判所に EU 条約違反案件として提訴の対象となる）。

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/436&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

⁶ 本年 3 月 28 日ドイツ憲法裁判所は一国による賭博の独占は制度的には否定しないが、賭博の需要を抑制する何らかの措置が前提となるべきとし、欧州司法裁判所と同じスタンスをとった。またバーバリア州政府によるスポーツ・ブッキングの独占は、明確に賭博を積極的に推進している以上、民の参入を阻害しており、憲法違反とした。この様に、現実的にはスポーツ・ブッキング、ロッテリーの世界における市場独占施策は崩れつつあり、EU 域内で今後とも、市場の一体化が加速すると見られている。これがどう展開するかは今後の問題であろう。

http://www.bundesverfassungsgericht.de/bverfg_cgi/pressemitteilungen/frames/bvg06-025

⁷ FDJ (Française des Jeux) はフランス政府が 72% の株式を保持する国営会社でもあり、フランス国内におけるロッテリーの独占運営権を法的に授権されている（1978 年法第 17 条）。Syndicat des Casinos Modernes はフランス第二の Partouche を中心としたカジノ事業者の団体である。一方業界団体にはもう一つ Casino de France があるがこれはフランス第一の Barrier を中心とした業界団体でもあり、この動きに賛同せず、静観している。

⁸ EU 条約 86 条は加盟国に公的部門ないしは加盟国政府が特別の独占権を付与する主体が条約に含まれる規則に反する措置をしたり保持したりすることを禁じている（一方 82 条は一般的な優先的地位の濫用禁止規定）。FDJ はロッテリー、スポーツブッキングにおける独占的地位を用い、オンライン賭博市場という新たな市場においてその地位を濫用しているという主張になる。

⁹ 欧州委員会の提訴と同時に、フランス国内において、行政審査裁判所でもあるコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) に対し審査請求がなされており、同時平行的にフランス国内における司法手続きが進むと想定さ

解決のあり方次第では EU 域内における他国の事業者をも含有する形で市場をよりオープンにするのか否かという課題に直面することになる。国内問題でありながら、同時に EU 域内間の問題でもあるのだ。

欧州域内におけるギャンブル市場の一体化の実現は単純ではないだろうが、スポーツ・ベッティングやインターネットを利用した賭博市場の現実は、国境を越えた市場の一体的形成はこの分野から生まれる可能性を示唆している。ここで注目すべきは下記にある。伝統的にカジノ・ゲームとその他のゲーム種、例えばロッテリーなどは同じ賭博でも本来異なった市場と考えられてきた。供給側の論理に基づきカジノ、ロッテリー、スポーツ・ベッティングは本来お互いに相互代替性は無いと考えられてきたわけである。これが為、例えばフランスの法制ではロッテリーは全国で、カジノは一部温泉地や観光地ということで地理的な判断基準に基づき区分されてきたわけだが、ネット時代にはこれは最早意味をなさなくなってしまっているということになるのだろう。異なった賭博種がお互いに市場を奪い合うという構図がここにある。一方今や全てのゲームが同じインターネットのサイトで提供できる時代になってきている。事実オンライン・オペレーターはあらゆる賭博行為のワンストップ・ショッピング化を志向しており、需要者側、即ちユーザー側の選択代替性が極度に増えているのが現実であろう¹⁰。少なくとも利用者にとり、物理的なカジノとバーチャルなカジノは代替できうる側面がでてきてしまっているということだ。勿論これは消費者個人の好みの問題であるのだが、賭博行為へのアクセスのしやすさが代替性を加速させているという事実を認識すべきでもある。カジノ施設へいって、コンピューター画像を見ることと自宅でコンピューター画像を見ることに差異を感じない世代が増えているという事情もあるのだろう。

この様に、賭博分野における現代社会における特筆すべき事象は、①異なった賭博種間における多様な輻輳性と相互代替性、②増大する競争環境、③飛躍的に進展した情報技術手段の活用などである。制度や規制は明らかにこの現実をフォローしきれていない。ここに問題の本質があり、わが国においても類似的な問題が存在することを認識する必要がある。

* *

れている。単純でないのは、コンセイユ・デタ自体は過去賭博行為の拡散には否定的な態度をとっており、この保守的なスタンスは変わらないと見られていることがある。

¹⁰ 事実、EU 法上の判例は異なったギャンブルの種類（ロッテリー、スロットマシーン、スポーツ・ベッキング、カジノなど）をサービスとしての賭博行為と判断し、これらを異なったものと法的に区分していない。

Do You Know This <第8回>

梅林 熊

地方の花札屋さん

厳密な意味では違ってくるが、一般に地方といえば首都である東京とその近辺の都市を除いた地域を思い浮かべる。しかし、花札の世界では京都が中心であり、東京も地方になる。

現在花札を造っているかるた屋さんと言えば京都を思い浮かべるが、江戸後期から明治期にかけ花札は全盛期を迎え、全国各地で製造されるようになる。「花札の歴史」(江橋崇、遊戯史研究 7、1995・10)によれば、京都、大阪に独占されていたカルタ製造が幕末から明治期に崩れ、今日までに確認された地方の製造業者は、花巻(岩手)、酒田(山形)、山形、東京、岐阜、上野(三重)、神戸(兵庫)、姫路(兵庫)、池田(大阪)、岡山、倉敷(岡山)などがあり、その他新潟、石川、福井、山陰地方にも最低一軒の業者が存在したことである。

石川県や福井市の業者が製造販売していた百人一首の現物が、骨董市場において発見されることがあり、当然このような業者は他のかるた類、つまり花札も造っていたことが想像できる。百人一首は一般に高価なもので、遊びも上品なものと意識され、たくさんの古いものが残されているが、ばくちカルタであった花札の古いものはほとんど残っていない。まれに古いものが出てきてもかるた屋では大手の、任天堂、大石天狗堂以外のものを見かけることは少ない。

花札が現在のようなデザインに固まるまでは製造業者によりデザインが大きく異なっていることも珍しいことではなく、図1に掲載したものは明治21年に大阪の業者が販売していたもので、かなり現在のものとはデザインが違う。また、図2のものは年代が分からぬが桐の札に製造者の栄玉堂という名が入っており、登場する動物にはかなりのリアリティを感じることが出来る。地方の業者も独自のデザインで花札製造を行う所が多く、いつしか京都、大阪以外の地方の業者の造る独自のデザインの花札は地方花と呼ばれるようになる。

「花札の歴史」によれば北海道は花巻の花札が使われていたが、やくざ組織が二派に分かれ対立した際に、炭鉱を抑えた勢力が花札の流通を支配したので海運を抑えた勢力が困り、京都から特注で取り寄せるようになったといわれる。北海道の花札は地方の業者が造るものではないが、北海道向けの花札ということで北海花と呼ばれ、昭和30年代頃まで製造していた任天堂の札によってデザインを確認することができる。

「花札の歴史」によれば、高品質を誇る京都のかるた屋と厳しい競争をしていた地方の業者は、明治10年のかるた製造の解禁、明治35年の骨牌税の導入により、多くが廃業の憂き目に会い、京都の業者が各地方からの注文で、その地方の地方花を造るようになったとのことである。明治34年の「任天堂製かるた主要商標」と題されたポスターには次の6種類の地方向けの花札が載っている。

虫花(大阪、神戸)、越後花(新潟、富山)、越後小花(高田、糸魚川地方)、備前花(備前国)、山形花(羽前、羽後、磐城、岩代、奥州地方)、北海花(北海道東海岸、西海岸その他全北海道)
虫花は普通の花札が48枚ワンセットに対し、牡丹と萩を除いた40枚ワンセットで構成される。地方花の中では最も多くの業者に生産されその分消費量も多く、他の地方花が昭和30年代に次々と消滅する中、昭和50年代後半頃まで生産されていたようで、今でも大阪の文具店でデッドストックを見つけることができる。現代でも虫花を使用する大阪虫という遊びは行われているが、普通の花札から牡丹と萩を除いても遊べるため結局枚数の少ない虫花は売れなくなってしまった。

図3は越後花と呼ばれる地方花だが、大石天狗堂では現在でもかなりの量を新潟方面に出荷しているそうで、最後に生き残った地方花といえる。

任天堂のポスターで見ることが出来るもの以外にも、大連花(旧満州地方方向・大石天狗堂、松井天狗堂)、阿波花(徳島地方方向・大石天狗堂、図4参照)、薄口花(東京地方方向・松井天狗堂、山城商店)がある。ウェブサイト(<http://members.at.infoseek.co.jp/stone2/brand01.html>)では「花札製造元一覧」が掲載されているが、この中でも京都、大阪等の業者の造っていた地方花の名前を確認できる。

赤むし花、青むし花(山城商店)、虫花、越後花、備前花、道風花、松引花、北海花(田中商會京都本店)、虫花(松井天狗堂)、虫花(田村將軍堂)、虫花(マルエー)、虫花(土田天狗堂)、虫花、薄口花、越前花、北海花、越後花(赤田狸々屋)

この他、地方の業者が造っていたものに花巻花、酒田花がある。酒田花は図5のようなもので、京都の業者が造る花札に比べるとデザインや色合いにマイルドさを感じる。酒田花は存在するといわれながら長く確認できなかったが、偶然にもネットオークションで出品されているのを発見したもので、第二次大戦前のものである。岩手県酒田市上荒出という住所と、製造する花札のブランドとして「歌垣」、「檜扇」、「姫」、「天馬」の4つが、かるたのパッケージに書かれている。

花札の図柄は良く見れば今でも製造する業者により少しずつ異なっているが、横に並べて比較しないと分からぬほどデザインに変化はなくなっている。図1や図2で示した古い花札や、越後花、酒田花のように面白い図柄のものは姿を消してしまった。

明治に入り横浜開港の頃より洋妾(らしやめん)達が打ち始めた花札の遊びに八八がある。これは別名横浜花とも洋妾花とも呼ばれ、関東で流行した後、明治の中頃には日本全土に広がる。八八は今でも花札の代表的な遊びで、市販の花札には八八の解説書が付いていることもあり、花札の解説本でも最も詳しく説明されるゲームである。横浜地方では八八を吟味花ともいい八八の簡便な遊び方を横浜花とも区別して、現代でも遊んでいる。

八八が普及し広い層の人達に遊ばれるようになると、初期の花札は絵柄の区別が付きにくいとか、金銀の彩色が入ったものが多いので夜は光って目が疲れるという声が聞かれるようになり、代わって金銀彩がなく図柄が単純化されたものが登場した。これが八八花(はちはちばな)と呼ばれる現在普通に見る花札のことである。第二次大戦後、版刷りの花札から印刷物に代わるにつれ、八八花の図柄はどんどんシンプルになり、第二次大戦前の八八花と最近の八八花とを比べてもデザインが味気ないものになっているのが良く分かる。

図3、4、5を見比べれば分かるが、越後花は初期の花札の直系であり、阿波花、酒田花は地方の業者、或いは地方向けに造られた八八花の亜種である。

昭和30年代の高度成長期以降、花札の消費は大きく落ち込みだし、地方花は越後花を除いて消滅した。その後も花札の需要はどんどん減少しており、現在残る京都の花札屋は、任天堂、大石天狗堂、田村將軍堂、日本かるた(旧日本骨牌製造)、松井天狗堂の4店のみであり、かるたのみの専業メーカーは松井天狗堂だけである。

第二次大戦前までは全盛を極めた京都のかるた屋だが、先に紹介したウェブサイト「花札製造元一覧」を見ると京都には、これら4店のほか、次のようにたくさんの花札屋が存在した。

京かるた、京都かるた、エース、山城商店(山城與三郎)、河北、岩田本店、田中玉水堂、中尾清花堂、田中開會京都本店、赤田狸々屋、龍天堂

また、「最後の読みかるた」(矢船町カルタ保存会、山口泰彦)によれば、昭和 23 年頃、京都には現存する任天堂、大石天狗堂などを含め 14 軒の製造業者と、フリー職人 8 名、裏張りの内職が 1300 軒あったそうである。

京都以外の地域にはどのような花札屋、或いはかるた屋があったのであろうか。京都と並ぶかるたの生産地であった大阪には、大阪天狗屋、小原商店本店(大阪市生野区腹見町)、土田天狗堂(大阪市東区南久宝寺町)、松井天狗堂(大阪)、玉井大黒堂本店(大阪市東住吉区駒川町)、札は小原商店のものを使用していたなどがあったが、小原商店本店が平成の初め頃廃業して大阪にかるた屋はなくなった。但し、100 円ショップで最近売られていた花札には発売元・大阪市西区北堀江/柳元林と書かれていた。なお、大手のダイソーは韓国製のものを販売している。

京、大阪以外の地には、大日本(滋賀県八日市)、エンゼルトランプ(滋賀県八日市)、ニチュー(東京都台東区)、西村商事(東京都台東区)、マルエー(岐阜県美濃市)、日本娯楽(広島県尾道市)があるが、マルエーは昭和 40 年代に廃業したようであり、大日本も古い花札が偶に蚤の市で見つかる程度である。エンゼルトランプは、創業昭和 24 年の東大阪の会社であるエンゼル商事が、昭和 38 年に製造部門として設立した会社で、花札も作っているが主力商品はトランプでカジノ向けの生産も行っている。花札のブランドには元禄、千鳥、翁、纏、玉将、泰平などがあるが、京都のかるたメーカーのものとデザインはほとんど変わらず、地方花とはいえない。

ニチュー、西村商事は東京都の会社で両社の販売する花札を東京以外の地域で見かけることはほとんどない。ニチューの花札ブランドには、白鶴、金天狗、鳳、宴、大入、花川戸、花合わせ、兜があり、西村商事のブランドには、花の花、白雪、奴さん、小天狗、百萬石、助六、銀助六、金助六がある(図 6)。しかし、両社とも花札は自社で製造しておらず、現在、ニチューは田村将軍堂、西村商事は大石天狗堂の花札を自社ブランドで販売している(過去、ニチューは旧日本骨牌製造、西村商事は任天堂の花札を販売していたことがある)。

日本娯楽は東京、京都から離れて花札を扱っている珍しい会社で、広島県尾道市新浜に本社があり、東京や大阪で日本娯楽の花札を入手するのは困難である。娯楽遊戯機器、用品の取扱が本職のようだが、福の神、天狗、桜、山伏というブランドの花札を扱い、株札と豆札という「かぶゲーム」専用の特殊札も同じブランドで扱っている。残念ながら日本娯楽の花札も京都の業者のものであり、トランプ類税が花札に課されていた当時のものは京都かるた、その後の最近のものは田村将軍堂製である。

日本娯楽の存在を知ったのは、神戸三宮の東急ハンズが独自仕入れで、安売り商品の目玉の一つとして「山伏」ブランドの花札を売ったからである。山伏の花札は、ボール紙に印刷されたものを単に切り離しただけで、赤紙や黒紙による裏打ちもなくデザインも普通で、関心が沸かずそのまま放置して忘れてしまった。三宮東急ハンズで入手したのは 10 年近く前で、日本娯楽なる会社も存続しているのかどうか怪しいと思っていたが、偶然が重なり日本娯楽のかるたについて詳しいことが分かった。

つい最近コレクションした花札を整理したところ、忘れていた日本娯楽の「山伏」が出てきた。買った当時はインターネットをしている人はまだマイナーな存在で、私もインターネットには一切関りがなかったが、2、3 年前からインターネットは普通に使うようになり、好奇心で Yahoo 電話帳を検索したところ、日本娯楽がヒットしたのである。住所も電話番号も分かったので、一度尾道の日本娯楽を訪れたいと思っていたが、岐阜の中心街である柳瀬商店街の一角にある道具屋で日本娯

楽の花札と株札を発見した。

妹が岐阜に住んでおり、年に1、2度は岐阜に遊びに行くが、以前から気になっている魔窟のような道具屋が岐阜市柳瀬商店街の外れにあった。2006年5月、待望の魔窟探検に出かけたが、囲碁や将棋、日用雑貨がうずたかく詰まれ、昼間でも懐中電灯がないと店内に入れない有様であった。運よく玄関口のショーケースに日本娛樂の「福の神」、「天狗」、「山伏」の3ブランドのかるたが並んでいるのを見つけ、喜んでケースから出してもらったところ、トランプ類税の印紙が貼ってある古いものと、それが貼っていない新しいものがあった。ブランドの異なるものを一通り買って封を開けたところ、トランプ類税の印紙がある古い花札は京都かるた製、貼っていない新しい花札は田村將軍堂製であった。

柳瀬商店街の他の店を覗いても売っている花札は任天堂であり、日本娛樂のものを見つけることはできなかった。そこで店の人に話を聞いたところ先代の社長が日本娛樂の社長と知り合いで、その関係から仕入れているとのことであった。どれくらいからの付き合いかと訊ねたら昭和50年頃からのとの話であった。

「福の神」、「天狗」の花札は裏打ちのあるきちんとした花札だが、「山伏」はボール紙に印刷したもの切り離しているだけの100円ショップにでも売っているような花札である。但し、価格は1000円以上でかなり割高な花札に感じる。裏打ちのある花札には、京都かるた、田村將軍堂のメーカー名が桐の札に入っているが、「山伏」ブランドの花札にはメーカー名が入っていない。更に、よく見ると「山伏」ブランドの花札には桐や紅葉の葉などに銀の筋が入っているという、少し変わった特徴があった。花札に描かれた木や葉に銀の筋や、金の筋を入れるのは古い花札で行われていたことであり、これが日本娛樂の花札のオリジナリティなのかと思った(図7)。しかし、これを尾道花と名付けるには無理がある。

京都かるたの花札を見るのは初めてであり、京都の知合いのかるた屋さんに聞いたところ、京都かるたは日本骨牌製造(現日本かるた)で働いていた人が、昭和40年代後半か昭和50年代に独立して起こしたかるた屋で、10年以上前に廃業しているとのこと。因みに先のウェブサイトの「花札製造元一覧」を見たところ、京都かるたは自社ブランドとして、「金の司」、「大帝王」、「神鉾」、「つかさ天狗」、「花あらし」、「たんざく」、「ぼたん」がある。しかし、大阪に住む私は京都かるたの製品を見たことがなく、京都以外ではあまり売られていなかつたのではないかと思う。

京都以外の地域向けに作られた、或いは地方業者が造る花札として確認できるのは、「越後花」、「越後小花」、「越前花」、「備前花」、「阿波花(金時花)」、「山形花(奥州花)」、「花巻花」、「酒田花」、「北海花」、「虫花」、「薄口花」、「大連花」、「朝鮮花」である。この他青森で使われた「津軽花」があるが、これは花と付くものの正式には「黒札」と呼ばれるめぐり札の一種で花札ではない。

このような地方花は、デッドストックや出荷できなかった欠陥品でもなければ入手するのが困難である。百人一首は古い札が大量に残るっているのに、地方花がほとんど残っていないのは、

- 1) 賭博専用札に近いもので、遊ぶ人達は使い捨てかるたと認識し、コレクションする人がいなかつた、2) 警察が賭場の手入れで押収したものがかなりあると思われるが、これらは焼却処分となる、3) 遊びをするのに普通の八八花でも間に合うが多く、扱いやすい八八花に取って代わることも用意であった、4) そもそも越後花のような例外を除き、八八花に比べるとそれほど大量には生産されなかつた可能性が高い、のような理由であろう。

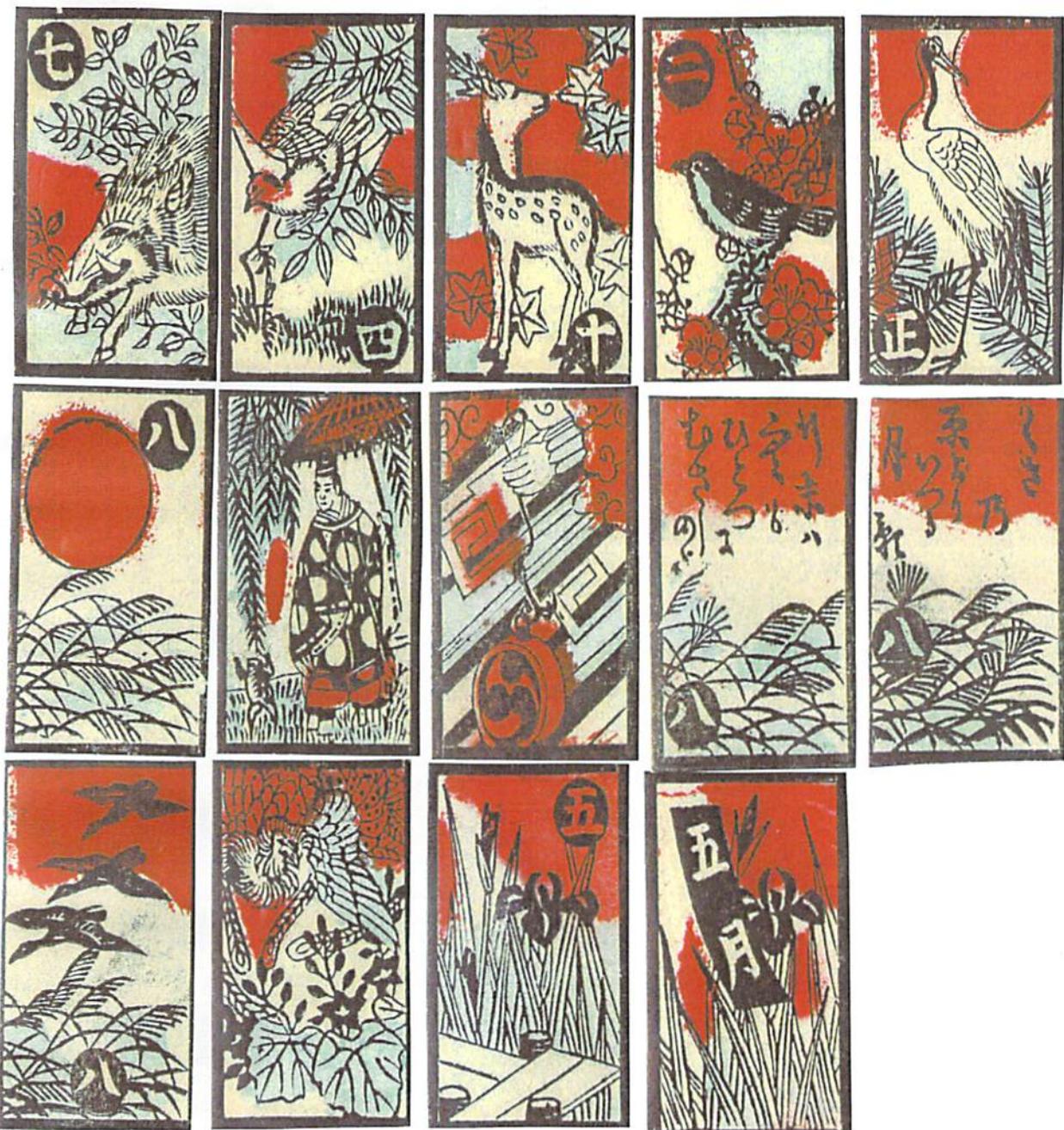


図1(明治21年の花札)



図2(栄玉堂花札)



図3(越後花)

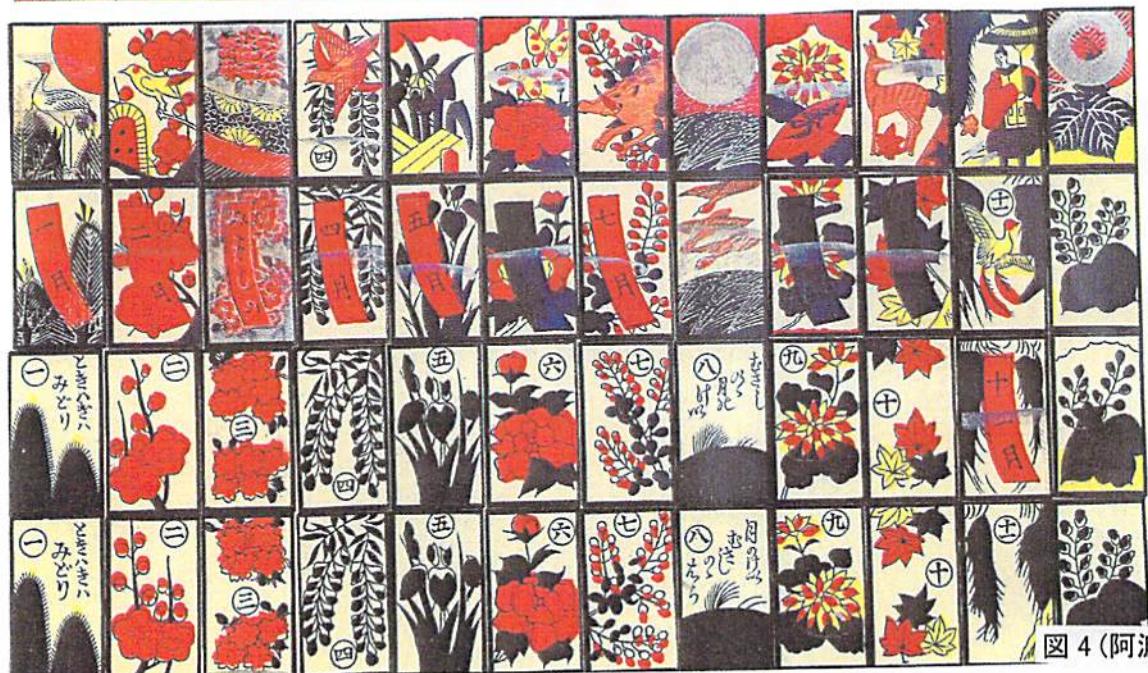


図4(阿波花)

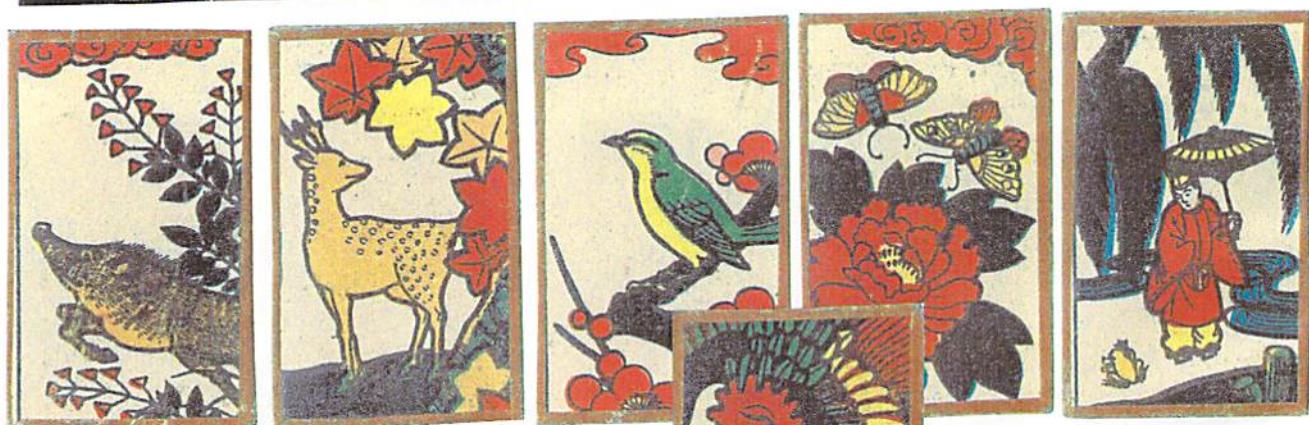


図5(酒田花)



図 6(西村商事)



図 7(日本娯楽花札)

書評

山松ゆうきち(著)

『山松 Very Best of Early Years』

青林工藝舎(2003年) 1733円(税込)

谷岡一郎



これはコミックであります。山松ゆうきちと言えば、知る人ぞ知るギャンブルで有名な漫画家。大きな口を開けた大胆な画で、エゲツない性格の人物（特に女性）を描かせたら右に出るものはないと思います。私が山松ファンになったのは『天元坊』という囲碁マンガがきっかけ。囲碁コミックと言えば、誰しもヒカルの碁（大傑作！）を思い浮かべるでしょうが、それより20年も早く、賭け碁や名人碁所をめぐる歴史、『坐隠談義』や『欄柯堂棋話』の世界をおもしろおかしくコミックにしていた人こそ、山松ゆうきちだったのです。今回のBEST集の中では、パチンコを題材にした「西陣おとく」と「春を売る青春 その年73」が秀逸。それ以外の作品にも、ギャンブル・シーンがよく登場します。

トレヴェニアン(著)、菊池光(訳)

『シブミ』(上・下)ハヤカワ文庫

早川書房(2006年) 798円(税込)

谷岡一郎

トレヴェニアンが他界したというニュースが昨年の12月に流れていました。覆面のミステリー作家として知られた彼が、テキサスの教授だったと知ったのは、そのニュースによってでした。彼の代表作は『アイガー・サンクション』や『夢果つる街』とされていますが、個人的に大好きなのが『シブミ』。話の筋も全体の構成も囲碁のコンセプト

によってできているという、不思議でおもしろいミステリーです。今年度、ハヤカワから文庫新装版で出ていますので、この機会にぜひどうぞ。



星野仙一(著)

『シンプル・リーダー論—命を懸けたV達成への647日』

(文春文庫)文藝春秋

(2005年)490円(税込)

岡本美紀



あの頃、阪神タイガースは弱かった。試合をやる度に負けていた。このまま一勝もしないうちにシーズンが終わってしまうのじゃあなないかと半分冗談で、でも半分本気でみんな思っていた。そういう状況だったので、たまに勝ったりすると野球場の外野席はそれはもうどえらい騒ぎで、まるで優勝してしまったかのようにおっさんたちが「バンザイバンザイ」と叫びたおしていたものだった。新聞紙や週刊誌を5センチ角ほどに切った非常に大雑把な紙吹雪が宙に舞い、アルプス・スタンド上段にいたお調子者のおやじが中身の入った缶ビールを放り上げては周囲のおっさんたちから大いにひんしゅくを買っていた。甲子園の外野はまさに「おっさんたちの興奮のるつぼ」であった。そうだ。あの頃、甲子園の外野にはおっさんしかいなかった。田淵がいても江夏がいても村山が監督兼任でマウンドに立っても、あれほど存在感あるスターが在籍してさえもさっぱり優勝しなかった阪神ではあったが、おっさんたちはそれで大騒ぎしていたではないか。

ところが、どうだろう。今やピンク色のユニフォームや法被を着たおねいさんたちが球場のどこを見ても溢れかえり、おっさんおばさんにいちゃんねえちゃん老若男女が一丸となってメガホンで「アニキー」と叫んでいるではないか。ジェット風船を飛ばしているではないか。そして、ふと気が付けば、負けることのほうが多い阪神タイガースになってしまっているではないか。たまにヘタして連敗などしようものなら、その晩はどれだけ全員がつかりして甲子園の駅を肩を落としてとぼとぼと目指すことであろうか。「強い阪神」。それはそれで実に喜ばしいことで、別に阪神ファンが全員マゾヒスティックに「負けるという体験」を伝統的に好んでいるわけでもなく、やはり自分が応援するチームが強いに越したことはないと思っている。ようやく「強い時代の巨人ファン」の気持ちが少しだけ分かりかけてきたかなというところまで来ている。

けれども、私が大学生の頃は未だ「弱い阪神」だった。当時は確かに一度は吉田監督の下で日本一になったタイガースではあったけれども、それ以前とそれ以降はどうしても勝てない状態が続いていたのである。

当時、東京の大学に進学した私は当然のことながら東京で暮らすようになったわけで、

現代日本のこと、当然ながら取り立てて関西と関東の暮らし向きについて大きな違和感はなかったのであるが、こと「プロ野球の実況放送」に関して言えば、「とにかく巨人と西武の中継しかここには存在しない。」という環境にはとても馴染めなかつた（今になってよく考えれば、関西の「何が何でも阪神一辺倒の野球中継」というもの自体が特殊なのかもしれないけれども）。そんなものだから、わざわざ毎晩聴き取りにくい大阪のラジオ局の電波を必死になって聞いていたことを思い出す。ああ、誰かと阪神の話をしたいよなあ。そんなある日、春先の大学では各サークルが出店を並べて新入生を必死でリクルートする中、あの懐かしい黄色と黒の旗が見えたのである。その時の私は新入生ではなかつたのであるが（2～3年生だったか）、その旗についふらふらと近寄ってしまった。その出店には「見るからに明らかな関西のにいちゃん」2人が座っている。

「ここはもしかしてタイガースの応援サークルなので。」

「そや。おねいちゃん、よかつたら入らへん？」

一緒にいた関東生まれの友人女子が少し当惑の表情を浮かべたところを、その2人の兄ちゃんたちはすばやく見て取り、

「僕ら酔ってへんで。ほんまやて。信じてえや。あははは。」

ああ。今、客観的に文章にしていると、とても同じ大学の学生とは思えん会話だ。まさに「甲子園の外野スタンド」がそこに現出していた。

「じゃあ入れてください。」

「ひやあー。ほんまに？あんた、変わってるなあ。」

どこもサークルには「たまり場」というのがあって、この「ファンクラブ」は学生食堂1階の隅の方のテーブルに溜まって数人のメンバーが座りこみうだうだと喋っていた。

「今度入った新人のおばちゃんです。」

何だかひどい紹介ではあるが、1年生じゃあなくて「おばちゃん」なんだから仕方がない。

「よろしくー。」

メンバーは当然ながら関西人が多かったが、意外と東京地元民も阪神好きが多い。その後のサークル活動は学生らしく妙に積極的で、他大学のタイガースファンクラブとの交流ソフトボール、神宮や後楽園（当時）外野での合同応援、トラの着ぐるみの作成（器用なやつらが古い黄色毛布を切って作った）、同じ大学出身選手の背番号旗の作成（費用は会員のカンパでまかなかったような気がする）など、お金もないのによく動いていたよなあ。

そして、何と言ってもメインは夏休みの甲子園合宿である。高校野球の選手や報道陣がよく宿舎にしている球場近くの「夕立荘」に泊り込んで、夜にはもちろん本場甲子園球場外野での応援だ。その日は「大洋戦」である（あくまでも「横浜戦」ではない）。当時、すでに田淵や古沢は交換トレードに出されており、その晩4番打者だったのが竹ノ内選手だった。もちろんすでに真弓や若菜もいた。ああ、江本選手もいたっけ。外野のレフトにはラインバック選手がいて、「マイクー！」（マイク・ラインバックという名前）と全員で声をかけると振り向いて手を振ってくれた。そうして、当然のことながら、その日も阪神は弱かったのである。応援しているチームが弱い場合、相手の攻撃が果てしなく続きこちらの攻撃はほんの少しで終わる。と、いうことは、こちらは応援行為がほぼ出来ないということで、結局ほかにやることがない私たちは、「ただひたすら何か物を食っている。」という

状態に陥っていた。うどんだ、カレーだ、焼き鳥だ、焼きそばだ。ついに冷凍みかんにまで手を出した時に、ようやく試合は終わった。当然、阪神は負けである。しかし、なぜか外野は「パンザイパンザイ」の大騒ぎ。家に帰ってよく見たら、例のでっかい紙吹雪がかばんの中までたくさん入っていた。

あれからずいぶんの月日が経つ。そうして、当時の会員たちはおっさんとおばちゃんになっている。あの新人勧誘の出店にいたにいちゃんたちはやがて司法書士と家業の石材屋の大将になり、手製の着ぐるみに入っていた男は医者になり、他大学との合コンに命を懸けていたにいちゃんたちは弁護士やお役人になり、球場で重い旗を振っていた男子らはまじめなサラリーマンになった。そして、この全員が、あの「星野阪神」の「雨の御堂筋パレード」を全国それぞれの居場所で見ていた。

「今回のタイガース優勝を記念して昔のメンバーで集まりませんか。」
あのパレードから1ヶ月ほど経って、幹事役から連絡が来た。やはり、あのパレードがきっかけでみんな昔のことを思い出したのだろうか。結局私は仕事で行けなかったけれども、そして阪神は星野監督や岡田監督の力で強くなってしまったけれども、「弱い阪神」の思い出はいまだに尽きない。

執筆者紹介

中條辰哉 大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員

泉 豊禄 Hooters Casino Hotel (ネバダ州ラスベガス市) オーナー

谷岡一郎 大阪商業大学学長・教授

美原 融 ㈱三井物産戦略研究所
プロジェクト・エンジニアリング室長

梅林 黙 大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員

岡本美紀 帝塚山大学法政策学部助教授

『ギャンブリング*ゲーミング学会ニュースレター』No.8

2006年6月31日

編集・発行 ギャンブリング*ゲーミング学会事務局

〒577-8505

大阪府東大阪市御厨栄町4丁目1番10号

TEL06-6618-4068

FAX06-6618-4069